

佐賀県告示第 416 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 9 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 路線名 主要地方道唐津呼子線（都市計画道路 3・4・5 号大手口佐志線（3 工区））
- 2 区間 唐津市朝日町 1100 番 3 から唐津市朝日町 1039 番 9 まで（上下線）